

## 麻生区区民会議 第20回安全・安心のまちづくり部会 議事要旨

1 開催日時：平成26年4月8日（火）午後3時～午後6時

2 開催場所：麻生区役所第4会議室

3 出席者：[安全・安心のまちづくり部会委員]

村主委員、高倉委員、田中委員、長谷川委員、吉田委員、加賀美委員  
（梶委員、久保倉委員、高瀬委員は欠席）

[事務局]

鈴木企画課長、白石担当係長

[危機管理担当]

三枝担当課長、村松担当係長

4 傍聴者：なし

5 議 事

(1) 調査審議課題の具体的検討について

① 提言について

### 【報告事項】

報告書第5章の修正案について、村主部会長及び事務局が案を説明。

### 【決定事項】

事務局修正案をベースに意見交換し、次のとおり修正等が決まった。

（普及啓発資料の作成・配布）

- ・ 見出しの○数字は、事務局案のとおり○のままでよい。
- ・ 資料編に普及啓発資料の原案を入れ、（原案はP○のとおり）と参照できるようにする。

- ・ 「写真や映像」を「写真等」に修正。映像は撮影していないため。

（普及啓発のための説明会、出前講座の開催）

- ・ 「市や区の関係部署が連携・協力し」を「市や区の関係部署との連携・協力も視野に入れて」に修正。普及啓発の主な担い手は、市民や民間の支援団体が望ましいため。

（区民の取り組みを支える専門技術者の協力）

- ・ 文末を「住まい方に合った方法を提供できる専門技術者の人材確保を図る」に修正。業界団体等との協議や人材確保の中で情報提供が行われるため、「情報提供」の文言はカットする。

（取り組みを支援するための体制の整備）

- ・ 各小項目の順番を入れ替え（「地域防災組織～」を3番目、「普及啓発～」を1番目、「区民の具体的な～」を2番目。普及啓発の主な担い手は、市民や民

間の支援団体が望ましいため。

- ・ 提言の流れ・わかりやすさを考慮し、この項目自体を2番目（「普及啓発資料の作成・配布」の次に移動する。

（市の政策的な支援と取り組み）

- ・ 「地域での共助の取り組み」を削除。共助に限定することはできないため。

（普及啓発パンフレットの配布、説明会の開催）

- ・ 「望ましく、」を「望ましい。」で区切る。
- ・ 「0にするため、さらなる耐震化率の上昇」を「0にするためには、耐震性不十分な家屋の解消を」に修正。

（今後の検討課題）

- ・ 「火災規模が大きい場合～」の項目を削除。投擲型消火器について、火災規模が大きい場合の消火に使用することを勧めることはできないため。

## ② 家具転倒防止対策説明会について

### 【報告事項】

家具転倒防止対策説明会の実施案について、事務局が案を説明。

### 【決定事項】

- ・ 案のとおり、一般区民に向けた1回目の普及啓発の説明会とし、6月30日（月）午後6時から区役所で開催する。主催は、区民会議と区役所を併記する。
- ・ 地域メディアへの広報、ホームページでの告知、自主防災組織及びモデル事業協力世帯への案内は事務局が行う。なお、協力世帯については、知人への呼びかけも依頼する。また、協力世帯の出欠確認を行い、出席がないようであれば委員から声掛けする。
- ・ 説明会の主な役割分担として、司会を吉田委員。モデル事業の概要・結果報告を村主部会長。普及啓発資料の説明を高倉委員。専門技術者及び園田先生との連絡調整を村主部会長。

## ③ あさお子育てフェスタへの参加について

### 【報告事項】

子育てフェスタでの家具転倒防止に関する展示について、村主部会長が案を説明。

### 【決定事項】

- ・ 展示内容等については案を承認。篠原氏の家具転倒防止工事のデモンストレーション、参加者の体験などを行う。
- ・ 要検討事項については、看板制作を吉田委員。普及啓発資料の一部を来場者に配布し、資料タイトル等の追加は高倉委員、印刷は事務局。部会の審議状況の資料配布・パネル掲示は行わない。モデル事業協力世帯への案内は、文案を村主部会長、送付を事務局。
- ・ 子育てフェスタにおける道路公園センター駐車場の誘導・整理に関して、吉田

委員が責任者となって委員のローテーションで協力する。

④ 普及・啓発資料について

**【報告事項】**

普及・啓発資料について、高倉副部長が案を説明。

**【決定事項】**

- ・ 基本的な内容は承認し、細部の調整・修正は、高倉副部長に一任する。
- ・ 見開きの家具・家電製品の転倒防止方法の紹介ページ（P 3～P 6）は、篠原氏、小水内氏にも内容を見てもらい意見をもらう。

⑤ 報告書資料編の確認について

**【報告事項】**

報告書第3章・資料編について、事務局が案を説明。

- ・ 第3章の園田教授の言葉については依頼中で、事務局が状況を確認する。

**【決定事項】**

- ・ 報告書資料編に、普及啓発資料の全8ページを原寸大で掲載する。
- ・ 報告書第3章・資料編の細部の調整・修正は、村主部長に一任する。

(2) その他

若者部会・安全部会の合同の勉強会を平成26年5月12日（月）午後6時開始

以上